



I [关于新办企业减免企业所得税执行起始时间的批复](#)

【发布单位】国家税务总局  
【发布文号】国税函〔2007〕365号  
【发布日期】2007-03-27  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/5418068.html>

I [新設企業に対する企業所得税の減免\(政策の\)執行開始時期に関する回答](#)

【発布機関】国家税務総局  
【発布番号】国税函〔2007〕365号  
【発布日】2007-03-27  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/5418068.html>

I [关于加强固定形式印刷品广告监督管理工作的通知](#)

【发布单位】国家工商行政管理总局、新闻出版总署  
【发布日期】2007-02-27  
【提 示】根据该通知，工商行政管理机关将加大对固定形式印刷品广告的监管力度，新闻出版行政机关注将依法查处利用固定形式印刷品广告从事非法出版活动的行为，前述两机关将建立协作机制，切实履行职责，促进监管到位。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zwjk/2007-04/02/content\\_568506.htm](http://www.gov.cn/zwjk/2007-04/02/content_568506.htm)

I [固定形式印刷品公告の監督管理業務の強化に関する通知](#)

【発布機関】国家工商行政管理総局、新聞出版総署  
【発布日】2007-02-27  
【コメント】この通知によると、工商行政管理機関は固定形式印刷品公告に対する監督を拡大・強化し、新聞出版行政機関は法に基づき固定形式印刷品を利用した非法出版活動に携わる行為を調査・処分することになり、前述の二つの機構は協力体制を確立し、確実に責務を履行し、監督業務の徹底を促進することになる。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zwjk/2007-04/02/content\\_568506.htm](http://www.gov.cn/zwjk/2007-04/02/content_568506.htm)

I [关于开展 2007 年度上海市增值税一般纳税人资格年检工作的通知](#)

【发布单位】上海市浦东新区国家税务局  
【发布文号】沪国税流〔2007〕21号  
【发布日期】2007-03-27  
【提 示】根据该通知，上海市 2007 年度增值税一般纳税人年检工作从 2007 年 03 月 01 日起至 2007 年 05 月 31 日止，年检对象是上海市 2007 年 03 月 01 日之前已被认定为“增值税一般纳税人”和“辅导期一般纳税人”的纳税人。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai9962.html>

I [2007 年度上海市における付加価値税一般納税人資格年度検査業務の実施に関する通知](#)

【発布機関】上海市浦東新区国家税務局  
【発布番号】滬国税流〔2007〕21号  
【発布日】2007-03-27  
【コメント】この通知によると、上海市の 2007 年度付加価値税一般納税人年度検査業務は 2007 年 3 月 1 日より開始し、2007 年 5 月 31 日を以て終了する。年度検査の対象は上海市により 2007 年 3 月 1 日以前に「付加価値税一般納税人」及び「補助指導期一般納税人」に認定された納税人である。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai9962.html>

## I 关于开展房地产市场秩序专项整治的通知

【发布单位】建设部、国土资源部、财政部、审计署、监察部、国家税务总局、国家发展和改革委员会、国家工商行政管理总局

【发布文号】建稽〔2007〕87号

【发布日期】2007-03-29

【提 示】根据该通知，政府有关部门将对在建并已进入商品房预售环节的房地产开发项目进行全面清理，作为此次房地产市场秩序专项整治的切入点。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.gov.cn/zwqk/2007-04/03/content\\_569714.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2007-04/03/content_569714.htm)

## I 不動産市場秩序の特別整備行動の展開に関する通知

【発布機関】建設部、国土資源部、財政部、審計(会計監査)署、監察部、国家税務総局、国家発展と改革委員会、国家工商行政管理総局

【発布番号】建稽〔2007〕87号

【発布日】2007-03-29

【コメント】この通知によると、政府の関係部門は、今回の不動産市場秩序特別整備の手始めとして、建設中で既に商品マンションの予約販売段階に入っている不動産開発プロジェクトに対し、全面的な整備を行う見込みである。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/zwqk/2007-04/03/content\\_569714.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2007-04/03/content_569714.htm)

## I 2007年中国保护知识产权行动计划

【发布单位】国家保护知识产权工作组

【发布日期】2007-04-02

【提 示】该计划全面阐述了中国2007年保护知识产权工作的具体措施。根据该计划，2007年中国将制定和修订21个涉及商标、版权、专利和海关保护的法律法规等规范性文件，其中包括《商标法》、《反不正当竞争法》、《驰名商标认定和管理规定》和《专利法》等重要法律文件；此外，中国还将通过定期召开与外商投资企业定期沟通协调机制会议等8项措施为知识产权权利人提供服务。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://doc.ipr.gov.cn/ipr/doc/info/Article.jsp?a\\_no=66277&col\\_no=9&dir=200704](http://doc.ipr.gov.cn/ipr/doc/info/Article.jsp?a_no=66277&col_no=9&dir=200704)

## I 2007年中国における知的財産権保護の活動計画書

【発布機関】国家保護知識産権工作组(国家知的財産権保護活動チーム)

【発布日】2007-04-02

【コメント】この計画書は中国における2007年知的財産権保護活動の具体的措置につき全面的に説明を行っている。この計画書によれば、2007年中国は、商標、著作権、特許及び税関保護に関わる21部の法律・法規等の規範性文書につき制定及び改定を行う予定。この中には、「商標法」、「反不正当竞争法」、「驰名商标認定管理規定」及び「専利法(特許法)」等の重要な文書が含まれている。この外、中国は定期的に外商投資企業と定期連絡調整会議を開催する等の8つの措置を通して、知的財産権の権利人のためのサービスを提供する予定。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://doc.ipr.gov.cn/ipr/doc/info/Article.jsp?a\\_no=66277&col\\_no=9&dir=200704](http://doc.ipr.gov.cn/ipr/doc/info/Article.jsp?a_no=66277&col_no=9&dir=200704)

## I 2007年加工貿易禁止類商品目錄

【发布单位】商务部、海关总署、环保总局

【发布文号】商务部、海关总署、环保总局公告2007年第17号

【发布日期】2007-04-05

【实施日期】2007-04-26

【提 示】该公告规定：

- n 国家已公布的禁止进出口商品同样适用于加工贸易方式。
- n 该公告中新增补商品在2007年04月26日以前已经商务主管部门批准的加工贸易业务，允许按规定向海关申请加工贸易备案，

## I 2007年加工貿易禁止類商品目錄

【発布機関】商務部、税関総署、環境保(全)総局

【発布番号】商務部、税関総署、環境保(全)総局公告2007年第17号

【発布日】2007-04-05

【施行日】2007-04-26

【コメント】この公告は以下のように規定している。

- n 国家が既に公布している輸出入禁止商品は加工貿易方式についても同様に適用する。
- n この公告中に新しく加わった商品で2007年4月26日以前に既に商務主管部门によって批准されている加

并在经审批的合同有效期内执行完毕;以企业为单元管理的联网监管企业允许在 2008 年 04 月 05 日前执行完毕。上述业务到期仍未执行完毕的不予延期,按加工贸易有关规定办理。

- n 加工贸易禁止类目录中新增补商品到期无法出口需申请内销的,企业须按照《海关总署财政部商务部人民银行税务总局 2006 年第 52 号公告》规定,根据海关税款缴款书日期的上一年度中国人民银行公布的活期存款利率征收缓税利息。
- n 该公告同样适用于保税区、出口加工区等海关特殊监管区域,但该公告发布之前区内已设立的企业除外。
- n 除该公告所列商品外,禁止为种植、养殖等出口产品而进口种子、种苗、种畜、化肥、饲料、添加剂、抗生素等开展加工贸易,禁止开展进口料件属于国家禁止进口商品的加工贸易(如含淫秽内容的废旧书刊,含有害物、放射性物质的工业垃圾等)。
- n 按照《中华人民共和国枪支管理法》规定,禁止以加工贸易方式生产、出口仿真枪支。
- n 自该公告发布之日起,商务部、海关总署和环保总局 2005 年第 105 号公告、2006 年第 63 号公告、第 82 号公告所列商品目录停止执行,以该公告为准,其它规定继续有效。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200704/20070404537238.html>

工貿易業務は、規定に従い、税関に加工貿易(備案)の申請をすることが許されており、批准された契約の有効期限内に執行を完了する。企業を一ユニットとして管理するネットワーク監督体制に管理される企業は 2008 年 4 月 5 日以前に執行を完了することが許される、上述の業務は期限が到来した後まだ完了していない場合も延期をすることは許されず、加工貿易の関連規定に従い処理する。

- n 加工貿易禁止類目録中に新しく加わった商品が期限になっても輸出が不可能であり、国内での販売を申請する場合、企業は「税関総署・財政部・商務部・人民銀行・税務総局による 2006 年第 52 号公告」の規定に従って、税関関税納付書の期日の前年度の中国人民银行が公布した普通預金利率に基づき納税猶予利息を徴収する。
- n この公告は保税区や輸出加工区等の税関特殊監督区域にも適用する、しかしこの公告の発布以前に区内に設立された企業を除く。
- n この公告に列挙されている商品以外に、栽培・養殖等の製品輸出の目的で種、苗、繁殖用の家畜、化学肥料、飼料、添加剂、抗生物質等を輸入し加工貿易を展開することを禁止する。輸入原料が国家により輸入が禁止されている商品(例えば、わいせつな内容を含む古雑誌、有害物や放射性物質を含む工業廃棄物等)に属する加工貿易を禁止する。
- n 「中華人民共和国銃器管理法」の規定に基づき、加工貿易方式を以って、銃器の模造品を生産・輸出することを禁止する。
- n この公告の公布の日より、商務部・税関総署・環境保全総局による 2005 年第 105 号公告、並びに、2006 年第 63 号公告及び第 82 号公告の中に列挙されている商品目録は執行を停止し、以後この新公告を基準とする、(なお)その他の規定は引続き有効である。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200704/20070404537238.html>

I [最高人民法院、最高人民检察院关于办理侵犯知识产权刑事案件具体应用法律若干问题的解释（二）](#)

【发布单位】最高人民法院、最高人民检察院

【发布文号】法释（2007）6号

【发布日期】2007-04-05

【实施日期】2007-04-05

【提示】该司法解释对刑法中所述的侵犯著作权罪“有其他严重情节”及“有其他特别严重情节”的数量要求、侵犯著作权罪中的“复制发行”的具体涵义、侵犯知识产权犯罪中不适用缓刑的4种情形、侵犯知识产权犯罪中罚金刑的适用幅度、侵犯知识产权刑事案件的自诉和公诉、单位侵犯知识产权犯罪中对相关个人犯罪的定罪量刑标准等问题进行了解释和说明。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

最高人民法院、最高人民检察院关于办理侵犯知识产权刑事案件具体应用法律若干问题的解释（二）

<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/penal/200704090035.htm>

最高人民法院、最高人民检察院关于办理侵犯知识产权刑事案件具体应用法律若干问题的解释

<http://www.spp.gov.cn/site2006/2006-02-22/00024-338.html>

【注】

Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；

Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、相关新信息

I [知的財産権侵害刑事事件の法律の具体的応用に関する若干の問題についての最高人民法院・最高人民検察院による解釈（二）](#)

【発布機関】最高人民法院、最高人民検察院

【発布番号】法釈[2007]6号

【発布日】2007-04-05

【施行日】2007-04-05

【コメント】この司法解釈は、刑法の中で述べられている著作権侵害罪の「その他の重大な状況がある場合」及び「その他の特別重大な状況がある場合」に関する（複製品の）数量についての要求、及び著作権侵害罪における「複製発行」の具体的な意義、また、知的財産権侵害犯罪における執行猶予を適用しない4つの状況、知的財産権侵害犯罪における罰金刑の適用の幅度、知的財産権侵害刑事事件の自訴と公訴、団体による知的財産権侵害犯罪における関係の個人犯罪に対する罪の確定・量刑の標準などの問題に対して解説と説明を行った。

【関連法令全文】下記の URL をクリックしてください。

知的財産権侵害刑事事件の法律の具体的応用に関する若干の問題についての最高人民法院・最高人民検察院による解釈（二）

<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/penal/200704090035.htm>

知的財産権侵害刑事事件の法律の具体的応用に関する若干の問題についての最高人民法院・最高人民検察院による解釈

<http://www.spp.gov.cn/site2006/2006-02-22/00024-338.html>

【注】

Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。

Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、関係する新情報

## I 劳动合同法草案有望三审通过

《劳动合同法（草案）》自2006年03月向社会公开征求意见以来，社会各方争论激烈，原定2006年底进行三审的时间一再延后。2007年03月23日，据称为三审前的最后一次全国范围的立法座谈会在成都举行。会议上的消息称，该草案有望在2007年04月进行三审并通过。但如果各方矛盾难以协调，三审之后是否会再现《物权法》历经四审、五审、六审、七审的局面，目前无法判断。

（摘自2007年04月04日人民网）

## I 労働契約法草案は第三審を通過する見込み

「労働契約法（草案）」は2006年3月に社会に公開され意見を募って以来、社会の各方面での激烈な論議を引き起こし、もともと2006年末に開く予定であった第三審の日程は幾度も延期された。2007年3月23日、三審前の最後の全国範囲の立法座談会といわれる会議が成都で行なわれた。会議上で明らかになった情報によると、この草案は2007年4月に開かれる第三審を通過する見込みである。しかしながら、もし各方面の矛盾を調整するのが困難な場合、第三審の終了後に、「物权法」が経験した第四審、第五審、第六審、第七審と続く局面を再演するかどうか、今現在判断することは難しい。

（2007年4月4日付けの人民網より抜粋）

## I 《中国反垄断法（草案）》立法动向及简析

2006年06月，国务院法制办向全国人大常委会提交了《中国反垄断法（草案）》（即，全国人大常委会初审稿；以下简称“《草案》”），这是中国目前公布的最新版《草案》，全国人大常委会对《草案》进行了第一次审议，标志着中国反垄断法开始进入了正式的立法程序。在此，律师仅对《草案》的有关内容作如下简要说明和评析。

### n 《草案》内容简介

《草案》共八章五十六条，主要规定了禁止垄断协议、禁止滥用市场支配地位和控制经营者集中等三项制度以及禁止滥用行政权利排除、限制竞争和反垄断机构、法律责任等内容。

#### u 适用范围

《草案》第二条规定了反垄断法的适用范围。根据该条规定，不仅中国境内的垄断行为适用反垄断法，如果中国境外的垄断行为对境内市场竞争产生排除、限制影响，也适用反垄断法。这表明中国反垄断法具有一定的“域外适用效力”，适用于发生在中国境外但对中国市场和消费者产生不利影响的垄断行为。

#### u 垄断行为

《草案》第三条规定了反垄断法对垄断行为范围的界定，并在其后的第二章（“垄断协议”）、第三章（“滥用市场支配地位”）、第四章（“经营者集中”）分别进行了详细的规定。

## I 「中国反独占法（草案）」の立法動向と簡単な分析

2006年6月、国务院法制办公室是全国人民代表大会常务委员会に向けて「中国反独占法（草案）」（即ち全国人民代表大会常务委员会初审稿、以下「草案」と言う）を提出した。これは中国が現在公布している最新版の「草案」であり、全国人民代表大会常务委员会が「草案」に対して第一回目の審議を行ったことは、中国反独占法が正式な立法プロセスの段階に入ったことを示している。ここでは、当所弁護士が「草案」の内容に対し以下のように要点をまとめ解説と分析を行った。

### n 「草案」の内容紹介

「草案」は八章と五十六条からなり、主に、「独占協議の禁止」、「市場支配地位の濫用の禁止」、「経営者集中の管理抑制」の三つの制度、及び「行政権を濫用して競争を排除・制限することの禁止」と「反独占機構」、「法律責任」等の内容につき規定している。

#### u 適用範囲

「草案」の第二条は反独占法の適用範囲を規定している。この規定によると、中国国内の独占行為に反独占法を適用するだけでなく、中国国外での独占行為が国内市場における競争に対し排除・制限の影響を及ぼすときにも、この反独占法を適用する。これは中国反独占法が一定の「域外適用効力」を有し、中国国外で発生したが中国市場の消費者に不利な影響をもたらす独占行為にも適用されることをはっきり示している。

#### u 独占行為

「草案」の第三条は反独占法の独占行為の範囲に対する確定を規定しており、併せてその後の第二章（「独占協議」）、第三章（「市場支配地位の濫用」）、第四章（「経営者集中」）ではそれぞれ詳細な規定を行っている。

#### Ø 垄断协议

《草案》禁止具有竞争关系的经营者达成以下垄断协议：

- ü 固定、维持或者变更商品价格；
- ü 限制商品的生产数量或者销售数量；
- ü 分割销售市场或者原材料采购市场；
- ü 限制购买新技术、新设备或者限制开发新技术、新产品；
- ü 联合抵制交易；
- ü 反垄断执法机构认定的其他垄断协议。

同时，《草案》还规定了对垄断协议的豁免。即，如果经营者能够证明达成的协议符合《草案》目的，并且不会严重限制相关市场的竞争，能够使消费者分享由此产生的利益，则可以得到豁免。

#### Ø 滥用市场支配地位

《草案》禁止经营者滥用市场支配地位，规定了认定经营者具有市场支配地位的判断因素和滥用市场支配地位的范围。根据《草案》规定，经营者滥用市场支配地位的行为主要包括以下七种：

- ü 以不公平的高价销售商品或者以不公平的低价购买商品；
- ü 无正当理由以低于成本的价格销售商品；
- ü 无正当理由拒绝与交易相对人进行交易；
- ü 强制交易相对人与其进行交易，或者没有正当理由，限定交易相对人只能与其进行交易或者只能与其指定的经营者进行交易；
- ü 违背交易相对人意愿搭售商品或在交易时附加其他不合理的交易条件；
- ü 无正当理由对条件相同的交易相对人在交易条件上实行差别待遇；
- ü 反垄断执法机构认定的其他滥用市场支配地位的行为。

#### Ø 经营者集中

《草案》规定了经营者集中的情形、考虑因素、申报批准程序等，并指出经营者集中具有或者可能具有排除、限制竞争效果的，反垄断执法机构应当作出禁止经营者集中的决定。

但《草案》同时指出，如果经营者能够证明经营者集中可以改善竞争条件和竞争状况，并且对竞争产生的有利因素明显大于不利因素，或者经营者集中符合公共利益要求，反垄断执法机构可以作出对经营者集中不予禁止的决定。

#### Ø 独占协议

「草案」は競争関係にある経営者が以下の独占協議を結ぶことを禁止している。

- ü 商品価格を固定、維持又は変更する。
- ü 商品の生産量又は販売量を制限する。
- ü 販売市場又は原材料仕入市場を分割する。
- ü 新技術又は新施設の購入を制限、或いは新技術又は新製品の開発を制限する。
- ü 連合して取引をボイコットする。
- ü 反独占法執行機構が認定したその他の独占協議。

同時に、「草案」は独占協議の免除についても規定している。即ち、もし経営者が締結した協議が「草案」の目的に合致することを証明でき、加えて関係する市場の競争を重大に制限する可能性が無く、消費者がこの協議によって発生する利益を共に享受できる場合、免除される。

#### Ø 市場支配地位の濫用

「草案」は経営者による市場支配地位の濫用を禁止し、経営者が市場支配地位を有するかどうかを認定する際の判断要件と市場支配地位の濫用の範囲につき規定している。「草案」の規定によると、経営者が市場支配地位を濫用する行為には以下の七つの行為を含む。

- ü 不公平な高額で商品を販売又は不公平な低額で商品を販売する。
- ü 正当な理由なくコストを下回る価格で商品を販売する。
- ü 正当な理由なく取引の相手方と取引を行うことを拒絶する。
- ü 取引相手に対し自己と取引を行うように強制したり、或いは正当な理由なく、取引相手が自己又は自己が指定したその他の経営者とのみ取引をするよう制限する。
- ü 取引相手の意思に背いたセット販売を行う、又は取引の際その他の不合理な取引条件を附加する。
- ü 正当な理由無く条件の同等な取引相手に対し、取引条件の上で差別的な待遇をする。
- ü 反独占法執行機構が認定するその他の市場支配地位を濫用する行為。

#### Ø 経営者集中

「草案」は経営者集中の状況、考慮すべき要素、申告批准手続き等を規定し、経営者集中が競争を排除又は制限する作用を有しているか或いは有する可能性がある場合は、反独占法執行機構は経営者集中を禁止する決定をしなければならないと指摘する。

しかし「草案」は同時に、もしも経営者が、経営者集中が競争条件や競争状況の改善を可能とすることを証明でき、且つ競争に及ぼすプラスの要素がマイナスの要素を上回るとき、或いは経営者集中が公共利益の要求に合致する場合は、反独占法執行機構は経営者集中を禁止しない決定をすることができる。

## u 行政性垄断

《草案》第五章还规定了行政性垄断行为，禁止行政机关和公共组织滥用行政权力，以任何方式限定或者变相限定单位和个人只能经营、购买、使用指定的经营者提供的商品。

## u 反垄断机构

《草案》第六章规定了反垄断法的机构设置，规定国务院设立反垄断委员会，负责领导、组织、协调反垄断工作；同时设立反垄断执法机构，负责反垄断执法工作。

## u 法律责任

《草案》第七章规定了反垄断法的法律责任，规定了经营者达成垄断协议、滥用市场支配地位、违反规定实行经营者集中和行政机关、公共组织滥用行政权力排除、限制竞争行为的法律责任，以及对反垄断执法机构工作人员违法的处理措施等。

## n 《草案》简要评析

《草案》不仅规定了传统反垄断法的基本制度，还根据中国国情，规定了禁止行政性限制竞争行为等内容，具有现实性和必要性。但是，纵观《草案》全文，律师认为，其中仍有不少不够完善之处。在此，律师仅就以下几个方面，作如下简要评析：

## u 反垄断执法机构

《草案》没有规定一个统一的反垄断执法机构，而是采用了多元执法的方式。律师认为，缺乏一个统一的反垄断执法机构，可能产生如下问题：

- ∅ 多元执法可能在各执法机构之间产生推诿、争权等纠纷；
- ∅ 各执法机构均不具备足够的权威处理市场竞争中的重大反垄断案件；
- ∅ 各执法机构容易与行业监管机构发生管辖权冲突。

## u 对行政性限制竞争行为的监管

律师认为，《草案》没有突破对行政性限制竞争行为监管的现行规定。

- ∅ 《草案》规定对行政性限制竞争行为由上级部门责令改正，与中国目前《反不正当竞争法》的规定相比并无突破；
- ∅ 《草案》规定对行政性限制竞争行为

## u 行政的独占

「草案」の第五章は行政的独占行為についても規定している。行政機関や公共組織が、行政権を濫用して、如何なる方式でも或いは如何なる建前でも、団体や個人に対し、指定した経営者が供給する商品を取扱・購入・使用するよう限定することは禁止されている。

## u 反独占機構

「草案」の第六章は反独占法の機構の設置を規定しており、国务院が反独占委員会を設立し、反独占活動の指導、組織、調整を担当し、同時に反独占法執行機関を設立し、反独占法の執行作業を担当すると規定している。

## u 法律責任

「草案」の第七条は反独占法の法律責任につき規定している。経営者の独占協議の締結、市場支配地位の濫用、規定に違反した経営者集中の実行と行政機関や公共組織が行政権を以って競争を排除・制限することの法律責任を規定し、また反独占機構の担当人員の違法に対する処分措置等につき規定した。

## n 「草案」についての簡単な分析

「草案」は伝統的な反独占法の基本制度を規定しただけでなく、中国の国情に合わせて、行政的競争制限行為等の内容まで規定しており、これには現実性と必要性がある。しかし「草案」の全文を見渡すと、中にはまだ少なからず完全とは言えないところがある。ここで弁護士は以下のいくつかの方面について、簡単な評論と分析を行いたい。

## u 反独占法執行機関

「草案」は統一された一つの反独占法執行機関を規定しておらず、多元的な執行方式を採用している。弁護士は統一的執行機関がないと以下のような問題が発生するのではと考える。

- ∅ 多元的な法律の執行は、各執行機関の間で仕事や責任の押し付け合いや、職権をめぐる争いなどを引起す。
- ∅ 各執行機関はいずれも重大な反独占案件を処理するのに十分な権限がない。
- ∅ 各執行機関と業界監督機構との間で管轄権を巡る衝突が起こりやすい。

## u 行政的競争制限行為に対するの監督

弁護士は「草案」の規定は、行政的競争制限行為に対する監督の現行規定を突破できていないと考える。

- ∅ 「草案」は行政的競争制限行為に対し上級部門が改正命令を担当するとしている。これは中国の現在の「反不正当竞争法」の規定と比較して、全く進歩が無い。



的监管权属于违法机构的上级部门，难以确保上级部门一定能够公平的处理案件。

#### U 企业合并的审查标准

律师认为，《草案》规定的企业合并申报标准不够全面。《草案》没有考虑被合并企业的市场份额、市场情况和企业并购的交易情况等。

#### U 知识产权反垄断的规定

律师认为，《草案》对滥用知识产权行为规定模糊，仅规定经营者滥用知识产权排除、限制竞争的行为，适用反垄断法，但是，《草案》没有对滥用知识产权行为作出明确界定。

除此以外，《草案》在其他方面也有不少不够完善之处，但作为一部酝酿了 12 年才终于面世的法律案来说，《草案》已经是一个里程碑式的突破。在全国人大常委会 2007 年的立法计划中，律师注意到，《草案》已被列入再次审议的法律案范围。在刚刚结束的中国第十届全国人民代表大会第五次会议上，很多与会代表提议，应尽快制定并出台反垄断法。

(里兆律师事务所 2007 年 04 月 06 日整理编写)

○ 「草案」は行政的競争制限行為の監督権は違法機構の上級部門にあるとしており、上級部門が必ず公平な案件処理を行うことを保証するのは難しい。

#### U 企業合同(トラスト)の審査標準

弁護士は「草案」が規定する企業の合併申告標準は全面的とは言えないと考える。「草案」は合併された企業の市場占有率、市場状況及び企業買収の取引状況等につき考慮していない。

#### U 知識財産権(に関わる)反独占の規定

弁護士は「草案」は知的財産権の濫用に対しての規定はあいまいで、経営者が知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為につき反独占法を適用すると規定しているに過ぎず、「草案」は知的財産権の濫用に明確な線引きをしてはいないと考える。

この外に、「草案」はその他の方面にも少なからず完全でないところが見受けられる、しかし 12 年間構想を練ってようやく誕生した法律案であると思えば、この「草案」は既に歴史のメルクマールとなる突破を成し遂げたと言える。全国人民代表大会常務委員会の 2007 年の立法計画の中で、「草案」は既に次回の審議の法律案の範囲に入っている。また、まだ終了して間もない中国第十回人民代表大会第五回大会でも、多くの参加代表が反独占法の速やかな制定と公布を提議していた。

(里兆法律事務所が 2007 年 4 月 6 日付で作成)